

# 土佐清水市障害者計画

土佐清水市

平成29年4月

# ～ 目 次 ～

## 第1章 基本的な考え方

1. 計画見直しの趣旨 . . . . . 1
2. 計画の位置付けと役割 . . . . . 1
3. 計画の期間及び見直しの時期 . . . . . 2
4. 計画の策定体制 . . . . . 2
5. 計画の進捗状況の把握と評価 . . . . . 2

## 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1. 障害のある人の状況 . . . . . 3
2. 障害のある人が抱える課題 . . . . . 5

## 第3章 計画の基本的方針

1. 計画の基本理念 . . . . . 7
2. 計画の基本目標 . . . . . 7
3. 計画の施策体系 . . . . . 8

## 第4章 施策の展開

1. 啓発・広報 . . . . . 9
2. 生活支援 . . . . . 10
3. 生活環境 . . . . . 11
4. 教育・育成 . . . . . 12
5. 雇用・就業 . . . . . 13
6. 保健・医療 . . . . . 14
7. 情報・コミュニケーション . . . . . 15
8. スポーツ・文化・社会参加 . . . . . 16
9. 安全・安心 . . . . . 17
10. 差別の解消及び権利擁護の推進 . . . . . 18
11. 行政サービス等における配慮 . . . . . 19

# 第1章 基本的な考え方

## 1. 計画見直しの趣旨

土佐清水市では、平成9年3月に「完全参加と平等」を基本理念とした「土佐清水市障害者計画」を策定し、平成18年度・平成23年度の見直しを経て平成28年度までの計画期間として、障害のある人に対する福祉施策の充実に努めてきました。

この間、国においては社会福祉基盤基礎構造改革の流れを受け、平成15年4月、障害福祉施策が従来の措置制度に代わり、ノーマライゼーション(※)の理念を実現するため支援費制度が導入され、障害のある人が必要な障害者福祉サービスを主体的に選択するという制度改革が行われました。

さらに、平成18年4月には、これまで身体・知的・精神と分かれていたサービスを一元化し、どの障害でも公平にサービスを受けることができ、地域で自立した生活を送ることを目的とした障害者自立支援法が施行されました。そして平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）が施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境は、大きく変化しています。

こうした状況をふまえ、土佐清水市では、これまでの計画の基本方針を尊重しながら、障害者総合支援法等の制度改革や障害のある人を取り巻く環境と要望の変化に対応するため、計画の見直しを行いました。

### ※ノーマライゼーション

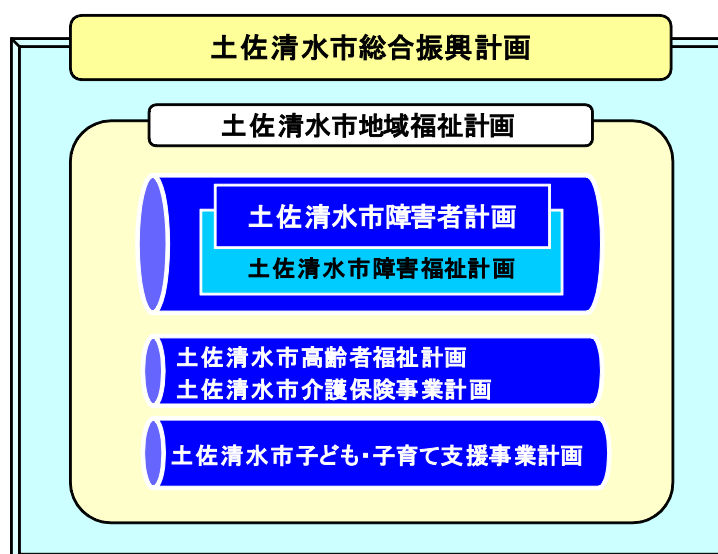
障害のある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方であり、障害者福祉の最も重要な理念です。

## 2. 計画の位置付けと役割

障害者計画は、障害のある人の自立と社会参加を図るため、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、障害のある人に関する基本的な計画であり、「土佐清水市総合振興計画」及び「土佐清水市地域福祉計画」を土台としています。

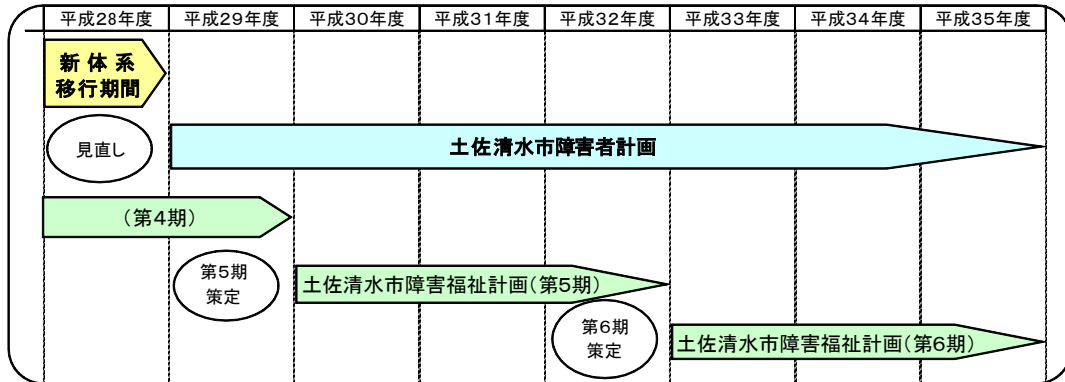
また、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するために策定する「障害福祉計画」を含めた計画とします。

本計画は、上位計画にあたる「土佐清水市総合振興計画」をはじめ「土佐清水市地域福祉計画」や保健福祉行政に関する計画（「土佐清水市高齢者福祉計画・土佐清水市介護保険事業計画」「土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」）との調和、整合性をふまえて策定しました。



### 3. 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は、平成29年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする7カ年計画とします。ただし、必要に応じて見直しを行っていきます。



### 4. 計画の策定体制

#### (1) 土佐清水市地域自立支援協議会での検討

土佐清水市地域自立支援協議会は、地域の障害福祉に係わるシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、日頃より障害福祉施策に携わる関係機関・団体の代表者等で構成されており、本計画は、この協議会の中で検討を行いました。

#### (2) 障害のある人のニーズ把握

障害のある人の日常生活状況や障害福祉行政に期待することなどを把握するとともに、障害福祉施策の方策を検討する基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

#### ○調査対象者：

在宅で「身体障害者手帳1～3級」「療育手帳A1～B2」「精神保健福祉手帳」所持者

#### ○調査方法：社会福祉協議会による聞き取り

#### ○調査期間：平成28年6月1日～9月30日

	手帳所持者			計
	身体障害 1～3級	知的障害 A1～B2	精神障害 1～3級	
対象者	565 人	59 人	60 人	684 人
回答数	369 人	30 人	23 人	422 人
回答率	65.3%	50.8%	38.3%	61.7%

### 5. 計画の進捗状況の把握と評価

計画に基づく施策を推進するため、土佐清水市地域自立支援協議会で、計画の実施状況について把握を行うとともに、計画の進捗状況の確認、事業内容についての評価を行います。また評価の結果は、広報等を通じて公表します。

## 第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

### 1. 障害のある人の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

(平成23年3月31日現在)

(人口:16,285人 単位:人)

障害内容 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	40	22	5	10	12	3	0	92	92
聴覚・平衡	2	36	18	21	0	53	5	125	130
肢体不自由	110	145	170	203	118	64	5	805	810
音声・言語・そしゃく	0	2	4	4	0	0	0	10	10
内部	186	3	45	143	0	0	2	375	377
計	338	208	242	381	130	120	12	1,407	1,419

(平成28年3月31日現在)

(人口:14,523人 単位:人)

障害内容 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	31	23	2	8	14	3	0	81	81
聴覚・平衡	2	32	10	13	0	37	4	90	94
肢体不自由	88	119	172	165	85	54	2	681	683
音声・言語・そしゃく	0	1	2	6	0	0	0	9	9
内部	183	1	31	142	0	0	4	353	357
計	304	176	217	334	99	94	10	1,214	1,224

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年3月末で1,224人であり、平成23年3月末と比較すると、この5年間で195人(△13.74%)減少しています。また、人口でも1,762人(△10.82%)減少しています。

#### (2) 療育手帳所持者の状況

(各年3月31日現在)

(単位:人)

年次 \ 区分	重度			中度・軽度			合計		
	A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳以上	計
平成23年	1	21	56	2	28	31	11	128	139
平成28年	1	22	51	1	30	33	11	127	138

療育手帳の所持者数は平成28年3月末で138人であり、平成23年3月末と比較すると、大きな増減は見られませんでした。

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(各年3月31日現在)

(単位:人)

年次	区分	1級	2級	3級	合計	合計		
						18歳未満	18歳以上	計
平成23年		5	38	5	48	0	48	48
平成28年		6	66	10	82	0	82	82

精神障害者保健福祉手帳の交付は平成7年度から開始されており、所持者数は、平成28年3月末で82人であり、平成23年3月末と比較すると、この5年間で34人(70.8%)増加しています。

### (4) 特定医療費(指定難病)医療受給者証交付者数の状況

(各年3月31日現在)

(単位:人)

年次	区分	交付者数
平成23年		135
平成28年		162

## 2. 障害のある人が抱える課題

### (1) 地域福祉の推進

ノーマライゼーションの理念のもとに、すべての人が障害の有無や年齢に関係なく、個性や違いを認めあいながら地域社会に参加できるように、地域のなかでともに助け合い支え合うまちづくりが望まれています。

このため、障害のある人が住み慣れた地域の中で、個人の尊厳を保障される社会をめざし、必要な支援を行うことはもちろんのこと、障害のある人が自立し、生活の質の向上を図るとともに、年齢や状況に応じた適切なサービスが受けられるという観点から、福祉施策の推進に努めるとともに、行政、関係機関・団体、住民がそれぞれの役割のもと協力・連携し、各地域の課題や特色に応じた福祉活動を実践していく必要があります。

### (2) 生活環境の整備

住居は、暮らし・健康・福祉の基盤であり、リハビリテーションの理念(※)の具体化をめざすうえでも重要です。

住居は、生活の場がどこであろうとも、障害のある状態とうまく向き合いながら、健康な生活を送るうえで欠かすことができません。また、自宅生活における住宅のバリアフリー化やグループホーム、ケアホーム等での暮らしも、障害のある人が自立した生活を送るうえで有効な手段であり、生活の基盤としてとても重要です。

このため、在宅を中心とした障害福祉サービスや生活を支えるさまざまな社会福祉制度の活用を図り、自己決定による自立した生活への支援を推進する必要があります。

#### ※リハビリテーションの理念

障害のある人に対し、その能力を最大限に発揮させ、身体的、精神的、社会的な自立を援助することをいいます。

その目標は、運動能力やコミュニケーション能力の向上のみならず、障害のある人が生きがいの持てる生活を送り、それぞれの希望に応じた社会参加を果たし、生活の質を高めることです。

### (3) 相談支援体制・情報提供の充実

障害のある人の特性に応じた行政施策を展開していくためには、障害のある人とその家族が身近な地域で気軽に相談できる体制が整備されていることや、相談された内容に応じた適切な助言や指導ができることが重要です。

また、具体的な施策を実施するため、保健・医療・福祉をはじめとする幅広い分野の多様な施策を調整できる体制の整備も不可欠です。

総合的な相談・支援体制の整備と情報の収集および提供の充実は、様々な行政施策を実施するための基礎となるもので、その取り組みを強化していく必要があります。

#### (4) 保健・医療の充実

障害のある人にとって、保健・医療の充実は健康の保持、障害の重度化を防ぐために欠かせません。

障害のある人一人ひとりの健康づくりへの取り組みを促しながら、健康の保持増進を図り、充実した生活が営める条件を整備していく必要があります。

また、障害の内容や状況に応じた保健・医療施策の実施が重要であり、予防から早期発見、早期治療、さらに継続的な治療や医学的リハビリテーションへとつなげていくため、関係機関の緊密な連携体制の確立が求められます。

#### (5) 早期療育・保育・教育の充実に向けて

療育指導を必要とする子どもの能力や特性を最大限に伸ばしていくためには、その成長過程における療育と教育の果たす役割は大きく、子どもたち一人ひとりの障害特性に応じた適切な療育や教育を幼児期から提供していくことが必要です。それは、子どもたちが主体性と自立性のある今後の人生を切り開いていく力をつけるうえで必要不可欠な要件でもあります。

また、発達障害を早期に把握し、個々の状態や特性、発達段階、適性に応じ、適切な環境や支援体制を整備する必要があります。

#### (6) 雇用・就労の場の確保

障害のある人の職業的自立は、生計を維持するとともに、生きがいづくりや社会参加を促進するうえで大きな意味をもちますが、事業所で仕事に就いている障害のある人は少なく、就労や経済状況は依然厳しいものといえます。

このため、就労相談体制の充実、事業所への啓発、職業リハビリテーションの推進、雇用・就労の機会の確保に向けた取り組みを強化していく必要があります。

また、福祉的就労についてもその情勢は厳しく、就労が障害のある人にとって大きな課題となっていることから、就労の促進に向けて、障害の特性に応じた対策を講じることが求められます。

#### (7) 社会参加の促進

生涯学習、文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動等の社会参加活動は、障害のある人の自己実現、自己表現の場であり、障害のある人と住民の相互理解の促進を図る面からも重要です。

このため、日中活動の場の確保、障害のある人の社会参加拡充のための人材育成、地域の交流機会の増大、啓発や情報提供といった取り組みが必要となっています。

また、社会参加のより一層の促進に向けて、障害のある人のニーズに応じた多様な事業の展開など総合的な活動推進を図り、障害のある人の日中活動をはじめ、さまざまな社会参加を支援していく必要があります。



## 第3章 計画の基本的方針

### 1. 計画の基本理念

#### ノーマライゼーションの実現

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して幸せに生活が送れる社会を築き、住民一人ひとりが障害や障害のある人について正しい理解と認識を持つことが大切です。また、障害のある人が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できる生活環境や雇用機会の拡充等の諸条件を整備していくことも重要です。

計画の策定にあたっては、障害の有無にかかわらず、ともに助け合い支え合える地域社会の実現をめざす「ノーマライゼーションの実現」を基本理念とします。

### 2. 計画の基本目標

#### 『完全参加と平等』

～全ての人が幸せに暮らしつづけられる、やさしいまちをめざして～

- ① 障害のある人が安心して暮らせる社会のシステムを確立します。
- ② 障害のある人が自立し、主体性をもって暮らせる環境づくりを推進します。
- ③ 住民みんなの参加と協力で、やさしいまちづくりを推進します。

### 3. 計画の施策体系

この計画の施策体系は、11の「テーマ」に分類し、このテーマに基づく具体的な施策と事業を「重点施策」に示します。この体系のもと、関係分野において相互連携し総合的な推進を図ります。

## 施 策 の 体 系

#### 基本理念

### ノーマライゼーションの実現

#### 基本目標

	テ ー マ	重 点 施 策
<div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">完全参加と平等</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">←</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-align: left; padding-top: 20px;">                     すべての人が やさしい暮らしを めざされる                 </div>	1. 啓発・広報	(1)啓発広報活動の推進 (2)障害や障害のある人への理解の促進 (3)福祉教育の推進
	2. 生活支援	(1)地域福祉の推進 (2)相談支援体制の充実 (3)障害福祉サービスの充実 (4)ボランティアの養成と活動の促進
	3. 生活環境	(1)やさしいまちづくりの推進 (2)住宅・生活環境の整備 (3)交通・移動手手段の充実
	4. 教育・育成	(1)療育・教育相談、就学相談体制の充実 (2)保育・教育の推進 (3)休日・放課後等の支援
	5. 雇用・就業	(1)障害のある人の職業的自立の促進 (2)雇用機会の拡大 (3)就労の場の整備
	6. 保健・医療	(1)障害の早期発見・早期治療・早期療育体制の促進 (2)障害の予防・軽減・リハビリ対策の充実 (3)精神保健福祉施策の充実
	7. 情報・コミュニケーション	(1)情報バリアフリー化の推進 (2)コミュニケーション支援体制の充実
	8. スポーツ・文化・社会参加	(1)文化活動やレクリエーション等への参加の促進 (2)スポーツ活動の活性化 (3)社会参加の促進
	9. 安全・安心	(1)防災対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	10. 差別の解消及び 権利擁護の推進	(1)障害を理由とする差別の解消の推進 (2)権利擁護の推進
	11. 行政サービス等における配慮	(1)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (2)選挙等における配慮等

## 第4章 施策の展開

### 1. 啓発・広報

障害のある人が社会の一員として、地域の人たちとともに暮らしていく地域社会を形成していくために、障害や障害のある人への理解が深まるよう、多様な方法や機会によって、関係機関、団体、事業所、当事者団体や家族の協力を得ながら広報・啓発活動を実施します。

また、より多くの住民が障害のある人と交流する機会の拡充を図ることにより、障害に対し理解を深める機会を増やします。

#### 重点施策

- (1) 啓発広報活動の推進
- (2) 障害や障害のある人への理解の促進
- (3) 福祉教育の推進

#### ～ 施策の内容 ～

- 障害や障害のある人への正しい理解が得られるよう、市広報や市ホームページ等各種広報媒体を活用するとともに、関係機関と協働して啓発活動に努めます。
- 障害者週間等の周知に努め、福祉大会等の各種行事を開催するとともに、住民や障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動・交流活動を推進します。
- 障害福祉制度や、地域福祉に関する情報提供を定期的に行うとともに、住民への啓発に努めます。
- 小中学校における総合学習での体験を通して福祉教育を推進します。
- 「障害者の人権」をテーマとして、じんけんフェスティバルや人権教育推進講座等を開催し、啓発に努めます。
- 幼児教育や保育の場を通して、障害に対する理解や認識を幼児期から培うとともに、保護者への啓発に努めます。

## 2. 生活支援

障害のある人が地域社会で自立した生活を営めるよう、地域福祉及び相談支援体制の充実を図ります。

また、地域住民、さらには障害のある人自身もボランティア活動に気軽に参加できるよう、その活動支援について社会福祉協議会等と連携し推進するとともに、ボランティアに関する情報の提供やボランティアの登録を斡旋ができるような体制整備に努めます。

### 重点施策

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 障害福祉サービスの充実
- (4) ボランティアの養成と活動の促進

### ～ 施策の内容 ～

- 障害のある人への支援が自発的に取り組めるよう、障害のある人への声かけ運動を実施します。
- 住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、住民による主体的な地域福祉活動への取り組みを進め、支え合いや助け合いができる地域づくりを推進します。
- 地域福祉に携わる関係機関・団体やボランティア等との連携により、安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、ボランティア活動の場の提供など情報提供等を行い、自発的に活動しやすい環境整備に努めます。
- 障害のある人と住民が交流する機会を拡充するとともに、参加の呼びかけを行います。
- 相談窓口の専門性の確保に努めるとともに、関係機関との連携により、相談専門員の育成、相談業務の質を高めるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人それぞれの障害特性に応じた支援ができるよう、各相談機関や関係機関と連携し、総合的な相談支援を提供する体制の確立に努めます。
- 社会福祉協議会や事業所等との連携のもと、訪宅による機能訓練や日常生活における悩み事相談等生活支援を実施します。
- 障害のある人が、必要ときに身近な所で必要なサービスが受けられるよう、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、サービス利用に係る経済的負担についても一部公費負担します。
- 障害のある人の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種制度の周知に努めます。
- 障害の内容・程度・ニーズに応じ、適切な支援が得られるよう処遇の向上と人材確保に努め、利用者一人ひとりが尊重される施設づくりを推進します。
- 地域で障害や障害のある人に対する理解を深めるための活動を支援し、ボランティア活動の活性化をめざします。

### 3. 生活環境

障害の有無にかかわらず、自由に行動し、社会参加するうえで妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁をつくらず、取り除くことによって、誰もが快適に生活しやすい環境の整備や地域における障害のある人の生活の場の確保に努めます。

障害のある人や高齢者等すべての人が安心して生活し社会参加できるよう、道路、公共交通機関、建築物等の生活空間の整備を推進します。

#### 重点施策

- (1) やさしいまちづくりの推進
- (2) 住宅・生活環境の整備
- (3) 交通・移動手段の充実

#### ～ 施策の内容～

- 全ての人々にとって安全・安心で快適なまちづくりと、そのために求められる共助の重要性などを啓発することにより、心の壁を取り除く取り組みを推進し、地域福祉に関する意識の向上を図ります。
- 誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン(障害がある人もない人も区別なく、誰もが使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計など)に配慮した生活環境の整備をめざします。
- 住宅改造助成制度や日常生活用具給付事業等の活用により、居住環境の整備を進めます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関・団体と連携しながら居住場所の整備を促進します。
- 運転免許取得、自動車改造の助成等の活用により、移動手段を充実し社会参加を促進します。
- 市民のための移動手段となるよう平成 28 年度の調査研究事業を通して課題整理を行い、公共交通のあり方を検討するとともに、利用促進に向けた取り組みを進めます。
- バリアフリー環境の構築を推進するため、県道及び国道の道路管理者と連携し道路整備を行っていきます。
- 関係機関と連携し、交通安全教育の推進を図るとともに、交通安全意識の高揚に努めます。

## 4. 教育・育成

障害のある子どもの年齢や状況等、一人ひとりのニーズに応じ、きめ細やかな支援を行うことで、その可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立した生活ができるよう支援していきます。

また、乳幼児からの早期対応として、発達段階に応じ関係機関が適切な役割のもと、それぞれの障害や適正を考慮しながら、個々のニーズに合わせた効果的な支援に努めます。

### 重点施策

- (1) 療育・教育相談、就学相談体制の充実
- (2) 保育・教育の推進
- (3) 休日・放課後等の支援

### ～ 施策の内容～

- 保健・福祉・医療等の関係機関が連携し、適切な療育支援が行えるよう努めるとともに、各園での園内研修、巡回相談員派遣事業を進めます。
- 医療・教育等の障害のある子どもにかかわる各関係機関との情報の共有化や連携を深め、教育体制や発達支援体制の充実を図ります。
- 早い時期から保護者とのかかわりを深め、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた就学につなげるため、進級時の支援シートを作成し適切な就学相談に努めます。
- 障害のある子どもや発達に課題のある子ども等に対して、乳幼児期から卒業後にわたり、自立と社会参加のための総合的で一貫した支援や継続的な相談体制の構築に努めます。
- 障害のある子どもの保育や教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、適切な保育・教育を実施します。
- 通所後も定期的に関係機関が情報交換することで連携し、早期教育による自立と社会参加の支援を行います。
- 学童保育を実施し、安全・安心な居場所を提供するとともに、放課後等デイサービス事業を開始し、障害のある子どもの休日、放課後、長期休暇中の支援を行うことで、家庭の介護負担の軽減を図ります。

## 5. 雇用・就業

障害のある人が就労することは、生きがいを持ち、自立した生活を送るうえで大変重要で、その能力に応じ、適切な就労を促進するとともに、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりを進めます。

また、障害のある人の雇用促進を図るため、ハローワーク、養護学校、事業所、施設等と連携し、福祉施策とトライアル雇用(※)やジョブコーチ(※)等の雇用施策の効果的な活用により、情報を共有しながら体制整備に努めていきます。

### 重点施策

- (1) 障害のある人の職業的自立の促進
- (2) 雇用機会の拡大
- (3) 就労の場の整備

### ～ 施策の内容 ～

- 就労意欲のある障害者への情報提供を行い、自主的な就職活動を支援します。
- 制度等の活用の呼びかけ、市ホームページを活用し事業の周知を行います。また、事業所に対しては、無理のない範囲で協力を仰いでいきます。
- 障害の種別や程度、能力に応じた職域の拡大や就労相談体制の充実に向けて、ハローワーク等と連携を図りながら進めていきます。
- 障害の内容や状況に応じた身近な就労の場として、福祉的就労の場の充実を図ります。
- トライアル雇用の推進やジョブコーチ等の活用による就労支援を図ります。
- 就労を希望する障害のある人に対し、生産活動等の体験や職業訓練を効果的に実施することで、就労に必要な知識及び能力の向上に向けた支援に努めます。
- 障害のある人の多様なニーズに対応した職業訓練の機会の確保と適切なサービスの提供に努めるとともに、訓練を終えた利用者の就労支援や就職後の技術等の向上に向けた取り組みを推進します。

#### ※トライアル雇用

トライアル雇用とは、公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって特定の労働者を短期間（最大三ヶ月）の試験期間を設けて雇用し、事業所側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度のことです。事業所は本採用に至るとハローワークから奨励金（試行雇用奨励金）を受け取ることができます。

#### ※ジョブコーチ

障害者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者を指す。また、障害者総合支援法による「障害者就労移行支援事業所」に勤務する、雇用先との調整や利用者の指導を行う職員のことをジョブコーチという。

## 6. 保健・医療

障害のある人が持てる能力を發揮し生活していくうえで、保健・医療の果たす役割は大きく、障害の重度化に対する予防、早期発見・早期治療の取り組みを推進します。

また、障害を軽減し、自立を促進するためには、医学的リハビリテーションが重要な役割を果たすことから、医療機関等関係機関や地域の連携を強化し、その一層の充実を図ります。

また、精神保健福祉対策として、心の健康づくりの啓発や精神保健福祉相談・指導など福祉保健所との連携を図りながら、ストレスや心の健康に関する教室、相談等の充実を努め、精神障害のある人の社会復帰を促進します。

### 重点施策

- (1) 障害の早期発見・早期治療・早期療育体制の促進
- (2) 障害の予防・軽減・リハビリ対策の充実
- (3) 精神保健福祉施策の充実

### ～ 施策の内容～

- 障害の原因となる疾病等の予防に努め、早期発見、早期治療を図ります。
- 発達障害については、早期発見から早期発達支援につながる体制の整備に努めます。その際、保健、医療、福祉、教育等の関連機関が一体となった体制整備を図ります。
- 健康教育、健康相談、健康診査等、各種保健サービスを一層推進するとともに、住民全体の健康づくり運動を展開し、生活習慣病などに起因する障害の予防に努めます。
- 自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度等、各種制度の活用により、障害の軽減や重度化の予防に努めるとともに、自立に向けての更生訓練や機能回復訓練が受けられる支援体制の整備に努めます。
- 症状や状態に応じた治療やリハビリテーションなどが適切に受けられるよう、医師会や医療機関との連携により医療体制の整備を図ります。
- 医療機関や幡多福祉保健所との連携を深め、啓発活動や精神保健相談等により、精神疾患等の早期治療並びに日常生活の支援に努めます。
- 退院可能な入院患者について、本人の意思を最大限に尊重しながら、退院や社会復帰に向け、各関係機関と連携し支援します。
- 関係団体との連携を図りながら、精神障害のある人やその家族に対する相談や、在宅サービス等の実施体制を整備・充実していきます。



## 7. 情報・コミュニケーション

視聴覚に障害のある人や知的障害のある人等の情報収集やコミュニケーションの方法を確保し、社会参加を促進するため、必要な情報を容易に得られるよう、各種サービスや制度等の情報提供体制の整備を促進します。

また、コミュニケーション支援を必要とする人に対する手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者等の人材確保を図り、派遣体制の充実に努めます。

### 重点施策

- (1) 情報バリアフリー化の推進
- (2) コミュニケーション支援体制の充実

### ～ 施策の内容～

- インターネットなどの情報通信技術は、障害のある人の生活や社会参加においても利点が見出せることができるため、新たな情報通信技術を活用した手法の検討や通信技術を利用・取得する機会の確保に努めます。
- 日々のホームページ作成・更新などウェブアクセシビリティの対応に取り組むとともに、継続的な検証に努めます。
- 障害者団体や市障害者相談員等と連携し、サービス・制度改正などの福祉関連情報の提供に努めます。
- 障害のある人へ各種情報機器の周知・利用促進に努め、情報格差の解消を図ります。
- 手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者等の人材確保を図り、派遣体制の充実に努めます。

## 8. スポーツ・文化・社会参加

障害のある人のスポーツ・レクリエーションへの参加機会の確保は、健康づくり、自立意欲の高揚及び地域住民との交流を広げ、お互いの理解を深める観点から重要な役割となります。また、人生をより豊かにし、障害の状態に応じながら、自分の可能性や生きがいを見つけていくため、文化・芸能活動も大切なことです。

そのため、障害のある人のスポーツの推進に向け諸条件の整備に努めるとともに、障害のある人の文化活動への参加にも配慮した文化振興施策の充実に努め、障害のある人の社会参加を促進します。

### 重点施策

- (1) 文化活動やレクリエーション等への参加の促進
- (2) スポーツ活動の活性化
- (3) 社会参加の促進

### ～ 施策の内容～

- 文化・芸能の各分野に専門的な技術や知識を有するとともに、各障害に対しても深い理解を有する指導者の育成と確保に努め、障害のある人がより広く、文化・芸能に触れ、自ら創作する活動を支援します。
- 障害のある人の作品展や音楽会の開催を支援するとともに、障害のある人について、住民の理解の促進に努めます。
- スポーツ活動団体等と協力して、障害者が気軽にスポーツできる環境づくりに取り組むとともに、知的障害のある人等を対象とした外へ飛び出せ運動会をはじめ、各種障害者スポーツ大会への参加を促進し、障害者スポーツの推進を図ります。
- 移動手段を確保することにより、文化・スポーツ・レクリエーション等に参加する機会の拡大に努めます。
- 文化、スポーツ、レクリエーション施設等のバリアフリー化に努めます。
- 障害のある人の生涯学習への参加機会を拡充するため、各種イベントなど様々な文化活動に誰もが参加しやすい体制づくりに努めます。
- 知的障害のある人や、住民、ボランティア等が参加し開催される各種活動を支援します。
- 福祉大会等の開催を通じ、障害のある人が地域の人たちとともにふれあい、ともに学ぶことのできる環境づくり・機会の提供に努めます。
- 社会参加を促進するために、障害のある人の意見を尊重し、自主的な社会参加活動を支援します。

## 9. 安全・安心

障害のある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の充実と消費者被害からの保護等を図り、障害のある人が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

### 重点施策

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

### ～ 施策の内容 ～

- 火災警報器、自動消火器等の給付により、防災安全対策の促進に努めます。
- 自主防災組織や民生委員等と連携し、災害時に備えて要配慮者の支援に必要な情報整理を継続的に行います。
- 特殊詐欺などの被害を未然に防ぐための啓発活動を実施し、警察や、社会福祉協議会等関係機関と連携をとりながら対応していきます。

## 10. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む。

また、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取り組みを推進します。

### 重点施策

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進

### ～ 施策の内容 ～

- 障害者差別解消法に関する広報・啓発を行うとともに、障害者差別等に関する相談体制の充実に努めます。
- 障害を理由とする差別の解消には、障害に対する理解が重要となることから、研修会等を開催し、障害への理解を深める取り組みを実施します。
- 事業者が障害のある人から「合理的配慮」を求められた時に対応が可能となるよう、障害者差別解消法や国の「対応指針」の周知に努めます。
- 地域福祉権利擁護事業や成年後見人制度等の活用を推進します。
- 障害者虐待防止に関する理解を深めるために、市広報等での啓発を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

## 11. 行政サービス等における配慮

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮に努めます。

### 重点施策

- (1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (2) 選挙等における配慮等

### ～ 施策の内容～

- 行政機関における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努め、障害者に配慮した対応のできる市職員の育成を推進します。
- 投票所となる施設については、移動に困難を抱える障害者の視点から、施設内外の点検を行い、障害者には障害となり得る物の撤去・移動、段差を解消するための簡易スロープの設置や選挙事務従事者による人的介助を行うよう努めます。
- 指定病院等における不在者投票については、事前に施設等関係者に説明を行い、障害者の投票機会の確保に努めていただくとともに、外部立会人として選挙管理委員会委員を派遣することで、障害者がより公正な投票行動ができる環境づくりに努めます。